

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表(1)の部アの項中「6,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 9,000円）」を「10,000円」に、「12,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 14,000円）」を「17,000円」に、「20,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 22,000円）」を「28,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「28,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 34,000円）」を「35,000円」に、「500平方メートルを超え」を「300平方メートルを超え」に、「51,000円」を「71,000円」に、「73,000円」を「121,000円」に、「194,000円」を「250,000円」に、「337,000円」を「450,000円」に、「552,000円」を「610,000円」に改め、同部イの項中「12,000円」を「14,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同部ウの項中「11,000円」を「12,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同部備考中3を7とし、2を6とし、1の次に次のように加える。

- 2 一戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(17)の部及び(18)の部において「法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この部において「特定建築行為」という。）に限る。）であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この部において

「省令」という。) 第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 10,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 11,000円

3 共同住宅等の建築(特定建築行為に限る。)であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 4戸以下のもの 34,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 75,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 94,000円

(4) 46戸以上のもの 132,000円

4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画(当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。)を変更して行う一戸建ての住宅の建築(特定建築行為であるものに限る。)であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 5,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 5,000円

5 確認を受けた共同住宅等の計画(当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。)を変更して行う共同住宅等の建築(特定建築行為であるものに限る。)であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、

それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。

- (1) 4戸以下のもの 17,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 37,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 47,000円
- (4) 46戸以上のもの 66,000円

別表その3 建築関係の表(2)の部アの項中「11,000円」を「18,000円」に、「15,000円」を「26,000円」に、「22,000円」を「40,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「33,000円」を「41,000円」に、「500平方メートルを超え」を「300平方メートルを超え」に、「54,000円」を「55,000円」に、「74,000円」を「79,000円」に、「155,000円」を「190,000円」に、「265,000円」を「330,000円」に、「452,000円」を「600,000円」に改め、同部イの項中「11,000円」を「17,000円」に、「15,000円」を「24,000円」に、「21,000円」を「37,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「32,000円」を「38,000円」に、「500平方メートルを超え」を「300平方メートルを超え」に、「51,000円」を「54,000円」に、「70,000円」を「77,000円」に、「149,000円」を「180,000円」に、「258,000円」を「320,000円」に、「447,000円」を「590,000円」に改め、同部ウの項中「18,000円」を「22,000円」に、「11,000円」を「14,000円」に改め、同部エの項中「13,000円」を「16,000円」に改める。

別表その3 建築関係の表(3)の部中「11,000円」を「13,000円」に、「14,000円」を「17,000円」に、「21,000円」を「24,000円」に、「500平方メートル以下」を「300平方メートル以下」に、「31,000円」を「32,000円」に、「500平方メートルを超え」を「300平方メートルを超え」に、「49,000円」を「50,000円」に、「66,000円」を「68,000円」に、「134,000円」を「170,000円」に、「230,000円」を「280,000円」に、「396,000円」を「580,000円」に改める。

別表その3 建築関係の表(14)の部アの項中「この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部」を「(17)の部及び(19)の部」に改め、同部備考4中「、(18)の部及び(19)の部」を「及び(18)の部」に改め、同部備考8中「(平成27年法律第53号)」を削り、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「、(18)の部及び(19)の部」を「及び(18)の部」に改め、同部備考12中「、(18)の部及び(19)の部」を「及

び(18)の部」に改める。

別表その3 建築関係の表(17)の部備考3中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この部及び次の部において「法」という。）第15条第1項の」を削り、「第35条第1項各号（法第36条第2項）を「第30条第1項各号（法第31条第2項）」に改め、同部備考12中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別表その3 建築関係の表(18)の部備考13中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別表その3 建築関係の表(19)の部及び備考を削り、同表(20)の部アの項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「省令」に改め、同表(20)の部エの項の次に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準又は誘導仕様基準（以下この部及び次の部において「仕様基準等」という。）による判定に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 21,000円
カ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準（以下この部及び次の部において「計算基準」という。）による判定に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円
キ 一戸建ての住宅（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 29,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

	1 件につき 32,000円
ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 56,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 112,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 166,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 241,000円
ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 128,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 267,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 360,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 510,000円
コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 92,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 189,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 263,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 375,000円

別表その3 建築関係の表(20)の部備考2の次に次のように加える。

- 3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同

住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じク、ケ又はコに定める額を合算した額とする。

- 4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア若しくはイに定める額、ウ若しくはエに定める額又は2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク、ケ若しくはコに定める額又は3の例により算定した額を合算した額とする。

別表その3 建築関係の表(20)の部を同表(19)の部とする。

別表その3 建築関係の表(21)の部エの項の次に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅（仕様基準等による判定及び証明に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 11,000円
カ 一戸建ての住宅（計算基準による判定及び証明に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 22,000円
キ 一戸建ての住宅（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 15,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 16,000円
ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定及び証明に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 28,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 57,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 84,000円

	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 122,000円
ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定及び証明に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 64,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 134,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 181,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 256,000円
コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 46,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 95,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 132,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 188,000円

別表その3 建築関係の表(21)の部備考2の次に次のように加える。

- 3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じク、ケ又はコに定める額を合算した額とする。
- 4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア若しくはイに定める額、ウ若しくはエに定める額又は2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク、ケ若しくはコに定める額又は3の例により算定した額を合算した額とする。

別表その3 建築関係の表中(21)の部を(20)の部とし、(22)の部を(21)の部とし、(23)の部を(22)の部とする。

別表その4 開発関係の表(8)の部の次に次のように加える。

(9) 宅 地造成 等に関 する工 事の中 間検査 申請	中間検査(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事又は同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの(国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に係るものを除く。)に限る。)の申請に対する審査	中間検査を行う部分の盛土等面積(以下この部において「中間検査面積」という。)が10,000平方メートル以下のもの 1件につき 5,200円 中間検査面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1件につき 8,400円 中間検査面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 1件につき 12,000円 中間検査面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの 1件につき 20,000円 中間検査面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 1件につき 29,000円 中間検査面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき 38,000円
--	---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例別表その3 建築関係の表及び別表

その４ 開発関係の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係			別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係		
手数料を徴収する事項		手数料の金額	手数料を徴収する事項		手数料の金額
(1) 建築物等の確認申請及び計画通知	ア 建築物	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき <u>6,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 9,000円）</u>	(1) 建築物等の確認申請及び計画通知	ア 建築物	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき <u>10,000円</u>
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき <u>12,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき 14,000円）</u>			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき <u>17,000円</u>
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき <u>20,000円（構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき</u>			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき <u>28,000円</u>

現 行			改 正 案		
		<u>22,000円)</u> 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル以下</u>のもの 1件につき <u>28,000円</u> (構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき<u>34,000円)</u> 床面積の合計が<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき <u>51,000円</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき <u>73,000円</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき <u>194,000円</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル			床面積の合計が200平方メートルを超え<u>300平方メートル以下</u>のもの 1件につき <u>35,000円</u> 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のもの 1件につき <u>71,000円</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件につき <u>121,000円</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき <u>250,000円</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル

現 行			改 正 案		
		以 下 の も の 1 件 に つ き <u>337,000円</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件 に つ き <u>552,000円</u>			以 下 の も の 1 件 に つ き <u>450,000円</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件 に つ き <u>610,000円</u>
	イ 建築設備	昇降機 1 件 に つ き <u>12,000円</u> 小荷物専用昇降機 1 件 に つ き <u>6,000円</u> （確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 昇降機 1 件 に つ き <u>7,000円</u> 小荷物専用昇降機 1 件 に つ き <u>4,000円</u>）		イ 建築設備	昇降機 1 件 に つ き <u>14,000円</u> 小荷物専用昇降機 1 件 に つ き <u>7,000円</u> （確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 昇降機 1 件 に つ き <u>8,000円</u> 小荷物専用昇降機 1 件 に つ き <u>5,000円</u>）
	ウ 工作物	1 件 に つ き <u>11,000円</u> （確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1 件 に つ き <u>6,000円</u>）		ウ 工作物	1 件 に つ き <u>12,000円</u> （確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1 件 に つ き <u>7,000円</u>）
備 考			備 考		
1 （略）			1 （略）		

現 行	改 正 案
	<u>2 一戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(17)の部及び(18)の部において「法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この部において「特定建築行為」という。）に限る。）であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この部において「省令」という。）第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</u> <u>(1) 200平方メートル未満のもの 10,000円</u> <u>(2) 200平方メートル以上のもの 11,000円</u> <u>3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</u> <u>(1) 4戸以下のもの 34,000円</u> <u>(2) 5戸以上15戸以下のもの 75,000円</u> <u>(3) 16戸以上45戸以下のもの 94,000円</u>

現行

改正案

(4) 46戸以上のもの 132,000円

4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う一戸建ての住宅の建築（特定建築行為であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 5,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 5,000円

5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次

現 行			改 正 案		
<u>2・3</u> (略)			<u>に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。</u> <u>(1) 4戸以下のもの 17,000円</u> <u>(2) 5戸以上15戸以下のもの 37,000円</u> <u>(3) 16戸以上45戸以下のもの 47,000円</u> <u>(4) 46戸以上のもの 66,000円</u>		
(2) 建築物等の完了検査申請及び工事完了通知	ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項の特定工程（以下この部及び次の部において「特定工程」という。）に係るものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき <u>11,000円</u> 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき <u>15,000円</u> 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき <u>22,000円</u> 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき <u>33,000円</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以	(2) 建築物等の完了検査申請及び工事完了通知	ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項の特定工程（以下この部及び次の部において「特定工程」という。）に係るものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1件につき <u>18,000円</u> 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき <u>26,000円</u> 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき <u>40,000円</u> 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 1件につき <u>41,000円</u> 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

現行		改正案	
	下のもの 1 件につき <u>54,000 円</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>74,000円</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>155,000円</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>265,000円</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき <u>452,000円</u>		下のもの 1 件につき <u>55,000 円</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>79,000円</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>190,000円</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>330,000円</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき <u>600,000円</u>
イ 建築物 (特定工程に係るものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1 件につき <u>11,000円</u> 床面積の合計が30平方メートル	イ 建築物 (特定工程に係るものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1 件につき <u>17,000円</u> 床面積の合計が30平方メートル

現 行			改 正 案		
		を 超 え 100 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>15,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 100 平 方 メ ー ト ル を 超 え 200 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>21,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 200 平 方 メ ー ト ル を 超 え <u>500 平 方 メ ー ト ル 以 下</u> の も の 1 件 に つ き <u>32,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が <u>500 平 方 メ ー ト ル</u> を 超 え <u>1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下</u> の も の 1 件 に つ き <u>51,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>70,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>149,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー			を 超 え 100 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>24,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 100 平 方 メ ー ト ル を 超 え 200 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>37,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 200 平 方 メ ー ト ル を 超 え <u>300 平 方 メ ー ト ル 以 下</u> の も の 1 件 に つ き <u>38,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が <u>300 平 方 メ ー ト ル</u> を 超 え <u>1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下</u> の も の 1 件 に つ き <u>54,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>77,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も の 1 件 に つ き <u>180,000 円</u> 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー

現 行			改 正 案		
		トルを超え50,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>258,000円</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき <u>447,000円</u>			トルを超え50,000平方メートル以下のもの 1 件につき <u>320,000円</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1 件につき <u>590,000円</u>
	ウ 建築設備	昇降機 1 件につき <u>18,000円</u> 小荷物専用昇降機 1 件につき <u>11,000円</u>		ウ 建築設備	昇降機 1 件につき <u>22,000円</u> 小荷物専用昇降機 1 件につき <u>14,000円</u>
	エ 工作物	1 件につき <u>13,000円</u>		エ 工作物	1 件につき <u>16,000円</u>
(略)			(略)		
(3) 建築物の中間検査申請及び特定工程工事終了通知	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下「合計床面積」という。）が30平方メートル以下のもの 1 件につき <u>11,000円</u> 合計床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1 件につき <u>14,000円</u> 合計床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1 件につき <u>21,000円</u> 合計床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1 件につき <u>31,000円</u> 合計床面積が500平方メートルを超え1,000平方		(3) 建築物の中間検査申請及び特定工程工事終了通知	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下「合計床面積」という。）が30平方メートル以下のもの 1 件につき <u>13,000円</u> 合計床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1 件につき <u>17,000円</u> 合計床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1 件につき <u>24,000円</u> 合計床面積が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 1 件につき <u>32,000円</u> 合計床面積が300平方メートルを超え1,000平方	

現 行			改 正 案		
	メートル以下のもの　１件につき <u>49,000円</u> 合計床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの　１件につき <u>66,000円</u> 合計床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの　１件につき <u>134,000円</u> 合計床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの　１件につき <u>230,000円</u> 合計床面積が50,000平方メートルを超えるもの １件につき <u>396,000円</u>			メートル以下のもの　１件につき <u>50,000円</u> 合計床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの　１件につき <u>68,000円</u> 合計床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの　１件につき <u>170,000円</u> 合計床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの　１件につき <u>280,000円</u> 合計床面積が50,000平方メートルを超えるもの １件につき <u>580,000円</u>	
(略)			(略)		
(14)　低炭素建築物 新築等 （新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備そ	ア　一戸建て の住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下こ	(略)	(14)　低炭素建築物 新築等 （新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備そ	ア　一戸建て の住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下	(略)

現 行			改 正 案		
の他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請	<u>の部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部</u>において「省令」という。) 第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この部、次の部、(17)の部及び(18)の部において「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)		の他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請	<u>(17)の部及び(19)の部</u>において「省令」という。) 第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この部、次の部、(17)の部及び(18)の部において「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)	
	(略)			(略)	

現行	改正案
備考 1 ～ 3 （略） 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(17)の部、<u>(18)の部及び(19)の部</u>において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 （1）・（2） （略） 5 ～ 7 （略） 8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(17)の部、<u>(18)の部及び(19)の部</u>に	備考 1 ～ 3 （略） 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(17)の部<u>及び(18)の部</u>において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 （1）・（2） （略） 5 ～ 7 （略） 8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第14条第1項</u>の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(17)の部<u>及び(18)の部</u>において「登録建築物エネルギー消費

現 行	改 正 案
において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)～(7) (略) 9～11 (略) 12 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの(以下この部、次の部、(17)の部、<u>(18)の部及び(19)の部</u>において「登録判定評価機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、10の例により算定した額と11の例により算定した額を合算した額とする。 13 (略)	性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)～(7) (略) 9～11 (略) 12 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの(以下この部、次の部、(17)の部 <u>及び(18)の部</u>において「登録判定評価機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、10の例により算定した額と11の例により算定した額を合算した額とする。 13 (略)
(略)	(略)
(17) (略)	(17) (略)
備考	備考
1・2 (略)	1・2 (略)

現行	改正案
3 アに係る申請書に、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この部及び次の部において「法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る<u>法第35条第1項各号</u>（<u>法第36条第2項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 （１）～（７） （略） 4 ～ 11 （略） 12 法<u>第35条第2項</u>の規定による申出をする場合の手数料の金額は、（１）の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。	3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る<u>法第30条第1項各号</u>（<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 （１）～（７） （略） 4 ～ 11 （略） 12 法<u>第30条第2項</u>の規定による申出をする場合の手数料の金額は、（１）の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。
（18） （略）	（18） （略）
備考 1 ～ 12 （略） 13 法<u>第36条第2項</u>において準用する法<u>第35条第2項</u>の	備考 1 ～ 12 （略） 13 法<u>第31条第2項</u>において準用する法<u>第30条第2項</u>の

現 行			改 正 案
規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に規定する建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。
(19) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき98,000円 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 129,000円 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき170,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき279,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき345,000円 床面積の合計が10,000平方メー	

現 行			改 正 案	
		トル以上25,000平方メートル未 満 の も の 1 件 に つ き 485,000円 床面積の合計が25,000平方メー トル以上のもの 1 件につき 562,000円		
	イ 非住宅建 築物（省令 第1条第1 項第1号ロ に定める基 準による認 定に係るも のを除 く。）	床面積の合計が300平方メー トル未満のもの 1 件につき 173,000円 床面積の合計が300平方メー トル以上1,000平方メートル未満 のもの 1 件につき 234,000 円 床面積の合計が1,000平方メー トル以上2,000平方メートル未 満 の も の 1 件 に つ き 300,000円 床面積の合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未 満 の も の 1 件 に つ き 469,000円 床面積の合計が5,000平方メー トル以上10,000平方メートル未 満 の も の 1 件 に つ き		

現 行			改 正 案
		568,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1 件につき 763,000円 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1 件につき 870,000円	
	ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき 21,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき 22,000円	
	エ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき 39,000円 床面積の合計が200平方メートル	

現 行			改 正 案	
	イ（２）及び同号ロ（２）に定める基準による認定に係るものを除く。）	ル以上のもの １件につき 43,000円		
	オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するものの（省令第１条第１項第２号イ（２）及び同号ロ（２）に定める基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が４戸以下のもの １件につき 102,000円 申請に係る戸数が５戸以上15戸以下のもの １件につき 117,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの １件につき 169,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの １件につき 245,000円		

現 行			改 正 案	
	カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するものの（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準による認定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 237,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 269,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 363,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 516,000円		
	キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないものの（省令	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 58,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 76,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 127,000円		

現 行			改 正 案	
	第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (2) 及 び 同 号 ロ (2) に 定 め る 基 準 に よ る 認 定 に 係 る も の に 限 る 。)	申 請 に 係 る 戸 数 が 46 戸 以 上 の も の 1 件 に つ き 204,000 円		
	ク 共 同 住 宅 等 で あ っ て 、 共 用 部 分 の 設 計 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 を 算 出 し な い も の (省 令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (2) 及 び 同 号 ロ (2) に 定 め る 基 準 に よ る 認 定 に 係 る も の を 除 く 。)	申 請 に 係 る 戸 数 が 4 戸 以 下 の も の 1 件 に つ き 129,000 円 申 請 に 係 る 戸 数 が 5 戸 以 上 15 戸 以 下 の も の 1 件 に つ き 161,000 円 申 請 に 係 る 戸 数 が 16 戸 以 上 45 戸 以 下 の も の 1 件 に つ き 255,000 円 申 請 に 係 る 戸 数 が 46 戸 以 上 の も の 1 件 に つ き 408,000 円		

現 行	改 正 案
備 考 1 複 合 建 築 物 に つ い て 申 請 す る 場 合 の 手 数 料 の 金 額 は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計 に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住 宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める 額を合算した額とする。 2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能 判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第1項第 3号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (以下この部において「適合証」という。)又は市長 が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額 は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ 次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額と する。 (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円 (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満の もの 113,000円 (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 のもの 143,000円 (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 のもの 199,000円 (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未 満のもの 218,000円	

現 行	改 正 案
(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 325,000円 (7) 25,000平方メートル以上のもの 362,000円 3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円 (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 218,000円 (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 273,000円 (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 389,000円 (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 441,000円 (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 603,000円 (7) 25,000平方メートル以上のもの 670,000円 4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に	

現 行	改 正 案
応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 200平方メートル未満のもの 16,000円 (2) 200平方メートル以上のもの 17,000円 5 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円 6 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 4戸以下のもの 92,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 97,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 124,000円 (4) 46戸以上のもの 165,000円 7 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分	

現 行	改 正 案
に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 4戸以下のもの 227,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円 (4) 46戸以上のもの 436,000円 8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 4戸以下のもの 48,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 56,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 82,000円 (4) 46戸以上のもの 124,000円 9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 4戸以下のもの 119,000円 (2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円 (3) 16戸以上45戸以下のもの 210,000円	

現 行			改 正 案		
(4) 46戸以上のもの 328,000円 10 1の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と6から9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。					
(20) 建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建築物法基準」</u>	(略)	(19) 建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（ <u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建築物法基準」という。）</u> による判定に係	(略)

現 行			改 正 案		
	という。)による判定に係るものに限る。)			るものに限る。)	
	(略)			(略)	
	エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	(略)		エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	(略)
				オ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき20,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき21,000円

現 行		改 正 案	
		に定める基準又は誘導仕様基準（以下この部及び次の部において「仕様基準等」という。）による判定に係るものに限る。）	
		カ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準（以下この部及び次の部において「計算基準」とい	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき39,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき43,000円

現 行		改 正 案	
		う。) による判定に係るものに限る。)	
		キ 一戸建ての住宅（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき 29,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき 32,000円
		ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 56,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 112,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 166,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 241,000円
		ケ 共同住宅	申請に係る戸数が4戸以下のもの

現 行		改 正 案	
		等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）	の 1 件につき 128,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 267,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 360,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 510,000円
		コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1 件につき 92,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1 件につき 189,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1 件につき 263,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1 件につき 375,000円
備考 1 ・ 2 （略）		備考 1 ・ 2 （略） <u>3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について</u>	

現 行			改 正 案		
			<u>判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じク、ケ又はコに定める額を合算した額とする。</u> <u>4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア若しくはイに定める額、ウ若しくはエに定める額又は2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク、ケ若しくはコに定める額又は3の例により算定した額を合算した額とする。</u>		
(21) 計画 変更に係 る建築物 エネルギー消費性 能適合性 判定及び 軽微変更 該当証明 申請	(略)		(20) 計画 変更に係 る建築物 エネルギー消費性 能適合性 判定及び 軽微変更 該当証明 申請	(略)	
	エ 非住宅建 築物等のう ち工場等の 用に供する 部分以外の 部分（モデ ル建物法基 準による判 定及び証明 に係るもの	(略)		エ 非住宅建 築物等のう ち工場等の 用に供する 部分以外の 部分（モデ ル建物法基 準による判 定及び証明 に係るもの	(略)

現 行			改 正 案		
	を除く。)			を除く。)	
			オ	一戸建ての住宅（仕様基準等による判定及び証明に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき10,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき11,000円
			カ	一戸建ての住宅（計算基準による判定及び証明に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき20,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき22,000円
			キ	一戸建ての住宅（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき15,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき16,000円

現行

改正案

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定及び証明に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 28,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 57,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 84,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 122,000円
ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定及び証明に係るものに限る。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 64,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 134,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 181,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 256,000円

現 行		改 正 案	
		コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 46,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 95,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 132,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 188,000円
備考 1・2 （略）		備考 1・2 （略） <u>3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じク、ケ又はコに定める額を合算した額とする。</u> <u>4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア若しくはイに定める額、ウ若しくはエに定め</u>	

現 行		改 正 案	
		<u>る額又は2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク、ケ若しくはコに定める額又は3の例により算定した額を合算した額とする。</u>	
<u>(22)・(23)</u> (略)	(略)	<u>(21)・(22)</u> (略)	(略)
その4 開発関係		その4 開発関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
		(9) 宅 地造成 等に関 する工 事の中 間検査 申請	中間検査 (宅地造 成及び特 定盛土等 規制法 (昭和36 年法律第 191号)第 15条第2 項の規定 により同 法第12条 中間検査を行う部分の盛土等面積 (以下この部において「中間検査面 積」という。)が10,000平方メート ル以下のもの 1件につき 5,200円 中間検査面積が10,000平方メート ルを超え20,000平方メートル以下のも の 1件につき 8,400円 中間検査面積が20,000平方メート ルを超え40,000平方メートル以下のも の 1件につき 12,000円 中間検査面積が40,000平方メート ルを超え70,000平方メートル以下のも

現行

改正案

第 1 項 の
許 可 を 受
け た も の
と み な さ
れ た 工 事
又 は 同 法
第 34 条 第
2 項 の 規
定 に よ り
同 法 第 30
条 第 1 項
の 許 可 を
受 け た も
の と み な
さ れ た 工
事 に 係 る
も の (国
又 は 都 道
府 県 、 指
定 都 市 若
し く は 中
核 市 が 行
う 工 事 に
係 る も の

の 1 件につき 20,000円
中間検査面積が70,000平方メートル
を超え100,000平方メートル以下のも
の 1 件につき 29,000円
中間検査面積が100,000平方メートル
を超えるもの 1 件につき 38,000
円

現 行		改 正 案	
		を 除 く。) に 限 る。) の 申 請 に 対 す る 審 査	
その 5 消 防 関 係 ・ その 6 そ の 他 （ 略 ）		その 5 消 防 関 係 ・ その 6 そ の 他 （ 略 ）	